

大磯町職員の給与の控除に関する条例の一部を改正する条例

大磯町職員の給与の控除に関する条例（昭和44年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「毎月」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 神奈川県市町村職員共済組合の共済貯金、貸付金及び立替金の償還金及び遺族共済年金補完事業の保険料並びに公立学校共済組合の貸付金の償還金

第2条第7号を次のように改める。

(7) 勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第2項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第4項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月28日提出

大磯町長 池田 東一郎